

### ご存知ですか？ 家庭裁判所の「家事手続案内」

家庭裁判所の窓口では、家庭裁判所の手続を利用しやすいものとするために、「家事手続案内」を行っています。

例えば、「夫婦間や子どもに関する問題」、「成年後見制度に関する問題」、「相続に関する問題」など、家庭内や親族間の問題解決のために、家庭裁判所の手続を利用できるのかどうか、利用するに際して準備すべき書類、申立て後の手続の流れなどについて、説明・案内を行っています。

#### ■法テラス（日本司法支援センター）

ウェブサイト <http://www.houterasu.or.jp/>  
コールセンター ☎0570-078374

（平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00）

※PHS・IP電話専用 ☎03-6745-5600

#### ■裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

#### ■家事手続情報サービス案内

家庭裁判所の家事事件の手続に関する情報を、音声又はファクシミリによりご案内しています。

☎0570-031840（24時間、年中無休）

### 道路交通法の一部が改正されました （平成20年6月1日施行）

#### 主な内容

- 普通自転車は、「子供や高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道を通行できます。
  - ・13歳未満の児童や幼児
  - ・70歳以上の高齢者
  - ・内閣府令で定める障害のある身体障害者
- 普通自転車は、歩行者用信号機のある横断歩道を通行できます。
- 13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。
- 運転者は、助手席以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません。
  - ・違反点／1点（高速自動車国道等でのみ適用）
- 75歳以上の普通自動車運転者は高齢運転者標識を表示しなければなりません。
  - ・違反点／1点 反則金／4,000円
- 一部の聴覚障害者が所定のワイドミラーの装着により普通免許の取得が可能になりました。
  - ・ワイドミラー未装着  
違反点／2点 反則金／7,000円
  - ・聴覚障害者標識の表示義務  
違反点／2点 反則金／4,000円

## 『許すな密入国・なくそう不法就労』にご協力を！

日本では、滞在期間を過ぎても帰国していない不法滞在者が凶悪な事件を引き起こすなど、重大な社会問題となっています。全国の警察署では、6月を「外国人の不法滞在、不法就労防止のための活動強化月間」として、不法外国人の取り締まりを強化します。地域住民の協力をお願いします。

- いつも見かけない外国人や日本人が、目的もなく海岸を歩いていたり、工事現場や工場、飲食店で働いていたなど、不審に思うことがあったときは遠慮なく通報してください。
- 外国人を雇用する場合は、必ず旅券（パスポート）か外国人登録証明書により在留期間や在留資格を確認してください。
- 外国人に関することで、あなたが困っていて相談したいことがあれば気軽にお問い合わせください。
- 外国人自身が事件や事故などの被害者になっているとき、また困っているところを見たり聞いたりした場合はご連絡ください。